

中環審発第 1311 号
令和 6 年 4 月 12 日

環境大臣
伊藤 信太郎 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置につ
いて（第六次答申）

令和元年 7 月 4 日付け諮問第 512 号により中央環境審議会に対してなされた「残留
性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及
び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）」について、別紙の
とおり結論を得たので答申する。

**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(第六次答申)**

令和 6 年 4 月 12 日

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第三次答申)」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することが適当であるとした化学物質について、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第四次答申)」において講じるべき措置に関して取りまとめ、報告を行った。その後、残留性有機汚染物質専門委員会(POPRC)における検討状況を踏まえて、第三次答申について再度審議を行い「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第五次報告)」において、第一種特定化学物質に指定することが適当である化学物質の対象について再度報告を行ったところ。

この度、第五次報告の結果を踏まえて第四次答申の内容についても再度審議を行い、以下の措置を講じることが適当であることを取りまとめたので報告する。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について(法第 24 条第 1 項)

下表に示す化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
ペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)又はその塩	・フロアワックス ・撥水撥油加工をした生地 ・撥水撥油加工をした衣服 ・撥水撥油加工をしたカーペット ・接着剤及びシーリング用の充填料 ・コーティング剤 ・塗料、ニス ・トナー ・洗淨剤

	・業務用写真フィルム ・耐水・耐油処理をした加工紙 ・半導体の製造に使用する反射防止剤 ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタン酸関連物質(1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカシ-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基(炭素数が7のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)	・フロアワックス ・繊維製品用保護剤及び防汚剤 ・撥水撥油剤 ・撥水撥油加工をした繊維製品 ・消泡剤 ・コーティング剤 ・光ファイバー又はその表面コーティング剤 ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更すること。

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

他の物による代替が困難であり、かつ、第一種特定化学物質が使用されることにより、環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないため、以下の用途について、第一種特定化学物質の使用を認めることが適当である。

化学物質	用途
1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)	医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクチル=ブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクチル=ヨージド(PFOI)の使用

3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカネー1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)	侵襲性及び埋込型医療機器の製造を目的としたペルフルオロオクチルエチルオキシプロピル=メタクリレート(PFMA)の製造のためのペルフルオロオクチルエタノール(8:2FTOH)の使用
---	---

3. 第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の基準等に従わなければならない製品について（法第 28 条第 2 項）

環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、取扱事業者が技術上の基準の適合義務や表示義務を課することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
ペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロオクタン酸関連物質(1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロー8-ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)、3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカネー1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基(炭素数が7のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。